	(5)　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 (6)　(1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 (7)　農林水産省が所掌する試験研究を行う独立行政法人に対して実施を義務付けている第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針及び別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 (8)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　16―46Ｐ―0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役　栗田　道郎 東京都品川区東品川二丁目２番24号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（*cry1A. 105*，改変*cry2Ab2*，改変*cry1F*，改変*vip3A, pat*，改変*cp4 epsps*，改変*aad―1, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MON89034 × *B.t.* Cry1F maize line 1507 × NK603 × MIR162×DAS40278, OECD UI : MON―89034―3×DAS―01507―1×MON―00603―6×SYN―IR162―4×DAS―40278―9）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　16―46Ｐ―0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役　栗田　道郎 東京都品川区東品川二丁目２番24号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ（改変*cry1F*, 改変*cry1Ac*, 改変*vip3A, pat*，改変*aad―12, Gossypium hirsutum* L.）((281×3006)×COT102×DAS1910, OECD UI：(DAS―24236―5×DAS―21023―5)×SYN―IR102―7×DAS―81910―7）並びに当該ワタの分離系統に包含される組合せ
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　16―46Ｐ―0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区京橋二丁目５番18号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ワタ（改変*vip3A*，改変*cry1Ac*，改変*cry2Ab2*，改変*dmo*，*bar*，改変*cp4 epsps*，*Gossypium hirsutum* L.）(COT102×15985×MON88701×MON88913，OECD UI：SYN―IR102―7×MON―15985―7×MON―88701―3×MON―88913―8）並びに当該ワタの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○経済産業省告示第百三十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第二項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月二十六日　　経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六
携帯用レーザー応用装置	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本社（三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六）

(2)　東京本社（東京都千代田区丸の内一丁目八番三号）

○経済産業省告示第百三十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第二条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の住所の変更届出があったので、同令第二条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十六日　　経済産業大臣　林　幹雄

名称	旧住所	新住所	変更年月日
工大学校 業学校法人愛 高愛産業知 等学産業 校業知	目愛 六知県名 番十名古 五屋 号市	一愛 丁知県名 目二古 番二屋 九市 号区	平成二十八年四月一日